

事 務 連 絡
平成20年9月29日

関係労働局労働基準部
労災補償課長 殿

労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（企画担当）

第三者行為災害による求償（以下「第三者求償」という。）状況について

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第12条の4第1項に基づき、政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することとされているところです。この第三者求償について、労働者災害補償保険事業年報表16-6「第三者行為による求償状況（都道府県別）」における自動車事故以外のその他（通勤以外）を原因とした災害の具体的な事例を把握したいと考えております。

つきましては、下記のとおり調査いただき、お忙しいところ恐縮ですが、平成20年10月2日（木）までにお送りいただきますようお願いいたします。

なお、本調査については、貴職において実施願います。

記

1 調査対象

労災保険法第12条の4第1項に基づく第三者求償のうち、労働者災害補償保険事業年報表16-6「第三者行為による求償状況（都道府県別）」における自動車事故以外のその他（通勤以外）を原因とした災害において、平成18年度における徴収決定の実施件数が50件以下の局

2 調査事項

平成18年度に徴収決定を行った労災保険法第12条の4第1項に基づく第三者求償について、労働者災害補償保険事業年報表16-6「第三者行為による求償状況（都道府県別）」における自動車事故以外のその他（通勤以外）を原因とした災害の具体的な事例ごとの件数（類型が「その他」の場合は災害の具体的内容）のご提出を願います（記入例参照）。

<連絡先>厚生労働省労災補償部労災管理課法規係
山口、松野、渡辺

TEL：03-5253-1111（内線5438、5439）

(記入例)

	類型	件数	具体的内容(その他のみ)
1	自動車事故	4	
2	自転車事故	5	
3	暴行・傷害	3	
4	動物による傷害	1	
5	その他		
合計		13	

(平成18年度第三者行為による求償状況(都道府県別) その他(通勤以外) 徴収決定件数)

都道府県労働局	件数	都道府県労働局	件数
北海道	36	鳥取	4
青森	3	島根	2
岩手	3	岡山	1
宮城	45	広島	21
秋田	8	山口	2
山形	7	徳島	4
福島	18	香川	0
茨城	9	愛媛	8
栃木	10	高知	17
群馬	4	福岡	26
埼玉	12	佐賀	3
千葉	48	長崎	8
神奈川	24	熊本	26
富山	4	大分	1
石川	4	宮崎	14
福井	38	鹿児島	0
山梨	10	沖縄	3
長野	15		
岐阜	13		
静岡	33		
愛知	37		
三重	16		
滋賀	10		
京都	3		
兵庫	17		
奈良	8		
和歌山	2		